

高齢者虐待の防止のための指針

伊奈町南部地域包括支援センター

(指定介護予防支援事業所)

令和6年4月1日作成

この指針は、高齢者虐待の予防、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について定め、高齢者の権利利益を擁護することを目的とし、伊奈町南部地域包括支援センターのすべての職員は、本指針に従い業務にあたることとする。

1. 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

この指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に祖分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会について

(1) 高齢者虐待防止のために虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を決める。

(2) 委員会の責任者は、管理者（以下「責任者」とする。）が務める。

(3) 虐待対応担当者（以下「担当者」とする。）は社会福祉士等が務める。

(4) 委員は伊奈町南部地域包括支援センター職員で構成する。

(5) 委員会は各年度1回及び虐待の都度、委員長の招集により開催する。

(6) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

① 虐待に対する基本理念、行動規範及び職員への周知に関するこ。

- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
- ④ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑤ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修について

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年1回以上実施し、新規採用時には必ず実施する。また、研修の実施内容について記録する。

4. 虐待が発生した場合の対応について

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかにいきいき長寿課に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合は厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、町関係部署及び警察等への協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

- (1) 高齢者の居宅において虐待等が疑われる場合は、虐待対応担当者報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (2) 地域包括支援センター内で虐待等に気づいた職員は、虐待対応担当者に報告し、すみやかな解決につなげられるよう努める。
- (3) 事実確認の結果、虐待に関する相談・報告が虚偽であった場合、又は虐待ではなく過失によるものであったと確認された場合以外は、いきいき長寿課に報告を行う。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員にも周知する。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生したばあいは、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度利用支援に関する事項

利用者又は、その家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、成年後見センター等の適切な窓口を案内する等の支援をする。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行ったものである場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者、家族や関係機関により希望があった場合には、閲覧できるようにしておくと共にホームページで閲覧可能な状態とする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。